

令和7年5月23日
清掃・リサイクル部
砧清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告

かばん
(鞆等損壊事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和7年3月13日(木) 午前8時49分頃(天候:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)砧清掃事務所の職員が、ごみ収集作業中に、集積所として地点登録がされていない事故発生場所にて、乙所有の荷物が入っていた透明ビニール袋を、ごみと勘違いして誤って収集した。その後、清掃工場に搬入し滅失した。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

2 損害賠償額

98,277円
(特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日

令和7年5月20日